

レンタル収納スペース利用規程

第1条(定義)

- 1 本レンタル収納スペース使用規程(以下「本規程」といいます。)において、「当社」とは株式会社クレシアをいいます。
- 2 「利用者」とは当社が収納スペースの利用を申し込み、当社がこれを承諾した者をいいます。
- 3 「収納スペース」とは当社が提供するレンタル収納スペースをいいます。
- 4 「施設」とは申込書に記載された収納スペースのある施設をいいます。
- 5 「収納物」とは利用者が収納スペースに収納する動産をいいます。
- 6 「本契約」とは当社と利用者との間の収納スペースの利用契約をいいます。

第2条(申し込みと成立)

- 1 収納スペースの利用を希望する者は、当社所定の手続きに従い、申込書に必要事項を記載し、当社に提出することにより申し込みものとします。
- 2 当社が当該申し込みを承諾し、通知した場合は、利用者は申込書及び本規程に定める条件に同意するものとみなし、収納スペースの利用契約が成立するものとします。但し、収納スペースの利用開始は本契約に定める料金の支払いを条件とします。
- 3 利用者が未成年者の場合は親権者又は法定代理人の同意を条件とします。

第3条(本契約の目的)

区画番号に定められた収納スペースを収納目的として使用するものとします。なお本契約に借地借家法及び倉庫業法は適用しません。

第4条(契約期間)

本件の契約期間は、申込書に記載された期間とします。但し、第11条から第14条に規定する事由に該当しない場合は自動更新とします。

第5条(禁止行為及び収納禁止物品)

- 1 利用者は当該施設内において以下の行為をする事はできません。
 - ① 宿泊及び仮眠
 - ② 飲食及び喫煙
 - ③ 電化製品の使用
 - ④ 通路に収納物を置く等、他の利用者に迷惑を及ぼす行為
 - ⑤ 施設、敷地内における当社の事前の許可を得ない撮影
 - ⑥ 施設、敷地内においてその形状を変更する行為及び工作物の設置
- 2 利用者は収納スペースを利用する権利の譲渡、転貸、担保権設定をすることはできません。
- 3 利用者は収納スペース内において以下の物品を収納することはできません。
 - ① 現金、有価証券、貴金属、宝石及びこれらに類する貴重品
 - ② 発火、引火性、有毒性の危険物
 - ③ 振動、異臭、異音を発生させる物品又は著しく不潔なもの
 - ④ 食品
 - ⑤ 腐敗しやすい物品
 - ⑥ 湿気がある又は湿気を発する物品
 - ⑦ 大型の金庫、ピアノ等重量の大きな物品
 - ⑧ 遺灰、遺骨
 - ⑨ 動植物、またはそれらの遺体、死骸
 - ⑩ 他の利用者の収納物又は施設を汚損、破損するおそれのあるもの
 - ⑪ 他の利用者又は当社に迷惑、危害を及ぼすおそれのある物品
 - ⑫ 法令で所持を禁じられた物品
 - ⑬ その他、収納にふさわしくないと当社が認めた物品

第6条(利用料)

- 1 利用者は申込書に記載された月額料金(以下利用料といいます。)を支払うものとします。ただし、その賃料が経済事情の変動、公租公課

の増額、近隣の賃料との比較などにより不相当となったときは、当社の裁量により、賃料の増減をすることができます。また、その利用の状況に応じて、本規程に基づくものの他、別表に定める手数料等を収受します。

- 2 支払方法は利用者が指定したクレジットカード・預金口座からとし、毎月27日(金融機関が休業日のときは翌営業日)に翌月分の賃料を支払うものとします。
- 3 利用開始月の1か月に満たない期間の賃料は1か月を30日として日割り計算した額とします。
- 4 利用者が賃料の支払を遅延した場合は、当該支払金の元金に対して支払期日の翌月から支払日に至るまで年利割合14.6%(年365日計算)による遅延損害金と、督促状発送後は事務手数料を支払うものとします。

第7条(保証金)

- 1 当社が求めた場合は、利用者は最初の利用料と共に、当社が指定する保証金を差し入れるものとします。
- 2 利用開始後、利用者が利用料の支払いを1度以上遅延した時は、当社は利用者に対し、保証金として利用料の3ヶ月分を差し入れるように求めることが出来ます。
- 3 利用者が本契約に基づく費用又は損害賠償金を支払わなかったときは、当社は保証金を以て任意にその弁済に充当することができます。この場合、利用者は当社の指定する期間内に充相当額を補填のために支払うものとします。
- 4 当社は本契約が終了し、利用者が全ての収納品を搬出した後に本契約に基づく費用の未払額を差し引いた額の返還するものとします。保証金の返還には事務手数料を収受します。
- 5 保証金には利息を付けないものとします。

第8条(当社による施錠)

- 1 利用者が利用料の支払いを3ヶ月以上遅延した場合は、当該利用者の利用する収納スペースに当社の用意した錠前をもって施錠します。
- 2 相当の期間を定めて書面による催告を行い、なお履行がないときは、法的手続きを経た後、所有物を処分します。
- 3 前項の処分費用は利用者の負担とします。

第9条(セキュリティキー)

- 1 契約成立後、当社は利用者に対し、施設の出入りに使用するセキュリティキーを1つ貸与します。
- 2 利用者はセキュリティキーを破損、紛失したときは直ちに当社に届け出るものとします。また、セキュリティキーの再作成及びセキュリティキーを追加して2つ以上借り受けるときは別表に定める金額を支払うものとします。
- 3 利用者はセキュリティキーを転貸及び複製することはできません。
- 4 利用者は利用期間終了後、すみやかに借り受けた全てのセキュリティキーを当社に返却するものとします。

第10条(鍵及び錠前)

- 1 利用者はその利用する収納スペース毎に自己の責任において錠前及び鍵をもって施錠するものとします。
- 2 当社はその裁量により、利用者へ錠前及び鍵を提供することがあります。但し、当社は当該錠前及び鍵の安全性を保証するものではありません。
- 3 鍵の紛失又は破損により、利用者がその利用する収納スペースを開錠できない時は、利用者はその旨を当社に届出るものとします。この場合、当社は利用者立ち合いのもとに、錠前を切断します。
- 4 当社が前項に基づき錠前を切断した時は、鍵切断費用を収受します。

第11条(免責)

当社は以下の利用者の損害について、当社の故意又は重過失の場合を除き一切の責任を負わないものとします。

- ①地震・火災・風災・水害等の災害その他不可抗力によって生じた損害
- ②建物の全部又は一部が滅失若しくは破損して使用が不可能となり、本契約が終了する事による直接的間接的損害
- ③盗難・紛失等による当社又は第三者による損害
- ④施設の内外に設置された諸設備、諸施設、その他の工作物等の故障若しくは設置保存の瑕疵による電気供給の停止、断水、排水不良、水漏れ、冠水、排気不良、火災、爆発、落下、有毒ガス物質の発生等に起因した人体、財産に対する損害
- ⑤当社又は他の利用者の行なう諸作業に起因した生じた人体、財産に対する損害
- ⑥本物件の結露、カビ、害虫に起因して生じた人体、財産に対する損害
- ⑦利用者と第三者との間で生じたトラブル又は損害賠償問題については、理由の如何を問わずその当事者間で問題解決するものとし、当社はこれに関与しません。

第12条(利用者からの解約)

利用者から書面による解約の意思表示がなされた時は、その意思表示がなされた月の翌末日付で契約は終了するものとします。

第13条(当社からの解約)

当社は、利用者が次に掲げる義務に違反した場合において、当社が相当の期間を定めて当該義務の履行を催告したにもかかわらず、その期間内に当該義務が履行されないときは、本契約を解約することができます。

- ①第6条及び第7条に規定する支払義務
- ②その他本規程に基づく利用者の義務

第14条(即時解約)

当社は利用者が次のいずれかに該当した場合には、何らの催告も要せずして、本契約を解約することができます。

- ①契約締結後に利用者自ら又は役員が第19条に規定する反社会的勢力に該当した場合
- ②利用者の死亡、破産、解散、和議申請、会社整理の申し立て等を受けた場合

第15条(契約の消滅)

次に掲げる事由が発生した時、本契約は消滅します。

- ①天災、地変、火災その他当社利用者双方の責めに帰さない事由により、当該施設が滅失した場合
- ②当該施設が解約、撤退、売却等何らかの事由により存在しなくなった場合

第16条(明渡し)

- 1 利用者は、本契約が終了する日までに(第12条の規定に基づき本契約が解除された場合にあつては、直ちに)、本物件を明け渡さなければなりません。利用者が契約終了日前に収納スペースを明け渡した場合であっても利用料は返還されないものとします。明け渡しが遅延した場合、契約は延長したものとみなし、利用者は明け渡しの終了した日の属する月の末日までの利用料を支払うものとします。
- 2 当該収納スペース内に残留物があるにもかかわらず、利用料の支払いがなされない時は、利用者が所有権を放棄したものとみなし、当社はこれを任意に処分することができ、利用者は何等異議を申し出ないものとします。又、この場合の処分費用は利用者の負担とします。

第17条(明渡し時の原状回復)

利用者は、通常の使用に伴い生じた本物件の損耗を除き、本物件を原状回復しなければならないものとします。

第18条(立入り)

- 1 当社は、施設並びに各収納スペースの防火、構造の保全その他の本物件の管理上特に必要があるときは、あらかじめ利用者の承諾を得て、当該収納スペース内に立ち入ることができます。
- 2 利用者は、正当な理由がある場合を除き、前項の規定に基づく当社の立入りを拒否することはできません。
- 3 当社は、火災による延焼を防止する必要がある場合その他の緊急の必要がある場合においては、あらかじめ利用者の承諾を得ることなく、当該収納スペース内に立ち入ることができます。この場合において、当社は、利用者の不在時に立ち入ったときは、立入り後その旨を利用者に通知するものとします。
- 4 やむを得ない場合は、当社の裁量により収納スペースの南京錠を切断することがあります。その場合、切断した南京錠について補償は致しかねます。

第19条(反社会勢力の排除)

当社及び利用者は、それぞれ相手方に対し、次の各号の事項を確約します。

- ①自らが、暴力団、暴力団関係企業、総会屋若しくはこれらに準ずる者又はその構成員(以下総称して「反社会的勢力」という。)ではないこと。
- ②自らの役員(業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいう)が反社会的勢力ではないこと。
- ③反社会的勢力に自己の名義を利用させ、この契約を締結するものではないこと。
- ④自ら又は第三者を利用して、次の行為をしないこと。
 - A 相手方に対する脅迫的な言動又は暴力を用いる行為
 - イ 偽計又は威力を用いて相手方の業務を妨害し、又は信用を毀損する行為

第20条(善管注意義務)

利用者は通常の使用方法に従い、善良なる管理者の注意義務をもって当該収納スペースを管理するものとします。

第21条(管轄裁判所)

本契約に関する紛争については、当社の本店所在地の裁判所を第1審の管轄裁判所とします。

別表(税込)

名目	金額
契約事務手数料	3,300円
変更手数料(お部屋移動)	1,100円
督促状発送事務手数料	5,500円
返金事務手数料	550円
セキュリティキー追加	3,300円
セキュリティキー再作成	3,800円
南京錠購入	1,100円
鍵切断	5,500円
エレベーター緊急出動費※	11,000円
警備会社緊急出動費※	11,000円

※利用者の責めに帰すべき事由により緊急出動した場合に適用します。

レンタル収納スペース ジャストストレージ
運営会社 株式会社クレシア
神戸市西区伊川谷町別府 719-1
TEL078-978-0285
営業時間 平日 9:00~18:00